

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

令和4年4月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100132号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200001号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月10日の標準賞与額を32万円に訂正することが必要である。

令和元年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年7月10日

請求期間において、A社から賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の顧問社会保険労務士から提出された2019年度分賃金台帳及び令和01年分源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から32万円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年7月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を日本年金機構に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年10月5日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年7月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100133号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2200002号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月10日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

令和元年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年7月10日

請求期間において、A社から賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の顧問社会保険労務士から提出された2019年度分賃金台帳及び令和01年分源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から26万円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年7月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を日本年金機構に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年10月5日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年7月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100129号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2200001号

第1 結論

昭和57年10月から平成元年3月までの請求期間、平成3年12月から平成6年8月までの請求期間、平成7年3月から平成9年12月までの請求期間及び平成11年4月から平成14年8月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年10月から平成元年3月まで
② 平成3年12月から平成6年8月まで
③ 平成7年3月から平成9年12月まで
④ 平成11年4月から平成14年8月まで

施設に入所していた請求期間①から④までのうち、請求期間①及び②については、父が私の国民年金保険料の免除申請手続を代行し、請求期間④については、退所後に自分で免除申請手続を行ったと思う。請求期間③については、免除申請手続を代行した者を覚えていないが、いずれの請求期間も保険料の免除申請手続を行ったはずである。

しかし、国民年金の記録では、請求期間①から④までは、国民年金保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、当時入所していた施設の証明書を父に預け、父が当該期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を代行した旨陳述し、請求期間②についても父が免除申請手続を代行したと思う旨陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、昭和61年8月21日にA社会保険事務所(当時)からB市に払い出された番号の一つであり、請求者及び請求者の記号番号の前後の被保険者に係る資格取得日の処理日により、請求者に係る国民年金の加入手続が行われたのは同年9月頃と認められることから、請求者が加入手続を行った当時において、請求期間①のうち同年6月以前の期間(免除制度における直近の基準月である同年7月より前の期間)については国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金

保険料の免除申請手続を行うことはできない。

また、請求者の父は既に亡くなっており、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請手続について確認することができない。

さらに、請求期間①及び②に入所していた施設の所在地であるC市及びD市並びにその所在地を管轄するE年金事務所及びF年金事務所は、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請書等の資料について、保存期間経過のため確認することができない旨回答している。

- 2 請求期間③について、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を代行した者を覚えていないとし、請求期間④については、施設を退所した後に自身で社会保険事務所に証明書を送ったと思う旨陳述している。

しかしながら、請求期間④については、具体的な国民年金保険料の免除申請手続の状況は不明である上、当該期間当時は、制度上、保険料の申請免除の承認期間は、申請日の属する月の前月からとされていたことから、請求者が施設を退所した直後の平成14年8月に保険料の免除申請手続を行っていたとしても、その前月の同年7月より前の期間は、申請免除の承認を受けることができない。

また、戸籍の附票により、請求者は、請求期間④の直後となる平成14年8月29日にG市に住民登録したことが確認できるところ、同市は、請求者に係る国民年金保険料の免除申請に関する資料はない旨回答している。

さらに、請求期間③及び④に入所していた施設の所在地であるD市及びH市並びにその所在地を管轄するF年金事務所及びI年金事務所は、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請書等の資料について、保存期間経過のため確認することができない旨回答している。

加えて、請求期間③の一部及び請求期間④は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

- 3 請求期間①から④までについて、請求者が請求期間④において入所していた施設は、当該期間当時、各施設で発行された請求者に係る証明書、請求者宛ての文書の授受等については、資料の保存期間経過のため不明である旨回答している。

また、住民登録が削除されていた平成8年12月から平成9年11月までの期間及び平成11年8月から平成14年7月までの期間を除いた請求期間①から④までにおいて、請求者はB市に住民登録していたことが確認できるところ、同市は、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の申請免除の記録は確認できない旨回答しており、同市を管轄していたJ年金事務所は、保存期間経過のため、当該期間に係る国民年金保険料の免除申請に係る資料は保存していない旨回答している。

さらに、請求期間①から④までの合計は186か月と長期間である上、当該期間当時、国民年金保険料の免除申請手続は毎年度行うこととされており、国民年金保険料の免除申請書を受理し、これを審査し、その審査結果を通知する一連の事務処理過程において、関係する複数の行

政機関がいずれもこれを記録しなかったとは考え難い。

加えて、請求者は、請求期間①から④までに係る国民年金保険料の免除申請書を毎年度提出した記憶及び免除申請の結果の通知書を受け取った記憶がない。

- 4 以上のことから、請求者が請求期間①から④までに係る免除申請を行った事実を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間①から④までに係る国民年金保険料の免除申請手続きを行っていたことを示す関連資料はなく、当該期間について、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。